

① 建築物移動等円滑化基準チェックリスト

※施設等の欄の「第○条」はバリアフリー法施行令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
廊下等 (政令第11条)	①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか ②階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか ¹	
階段 (政令第12条)	①踊場を除き、手すりを設けているか ②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか ③踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか ④段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか ⑤段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか ² ⑥主たる階段を、回り階段としていないか(回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合は除く)	
傾斜路 (政令第13条)	①勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか ②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか ③その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか ④傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか ³	
便所 (政令第14条、 告示第1496号)	①車椅子使用者用便房を1以上、設けているか (1)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか (2)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか ②高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房(オストメイト対応)を1以上、設けているか ③男子用小便器のある便所を設ける場合には、床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さ35cm以下)、その他これらに類する小便器を1以上、設けているか	

¹ 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第一)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合

² 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第二)

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

³ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第三)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

〇一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
ホテル又は 旅館の客室 (政令第15条) (告示第1495・ 1496号)	①客室総数が50以上の場合、車椅子使用者用客室を客室の総数の1/100(端数は切り上げ)以上設けているか	
	②車椅子使用者用客室の便所(同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能)	－
	(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	
	(ア)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	(2)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(3)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	③車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室(共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能)	－
	(1)浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
敷地内の 通路 (政令第16条)	①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げていくか	
	②段がある部分	－
	(1)手すりを設けているか	
	(2)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか	
	(3)段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
	③傾斜路	－
駐車場 (政令第17条)	①車椅子使用者用駐車施設を1以上設けているか	
	②車椅子使用者用駐車施設	－
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか	
標識 (政令第19条、 省令第113号)	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に設ける、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識	－
	(1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか	
	(2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であるか	
案内設備 (政令第20条、 告示第1491号)	①建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか (配置を容易に視認できる場合は除く)	
	②建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか	
	③案内所を設ける場合は①②は適用しない	

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備又は案内所までの1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目	
案内設備 までの経路 (政令第21条)	①道等から案内設備②に示す設備又は案内所までの経路の1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか ⁴	
	②当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか(進行方向を変更する必要がない風除室内は除く)	
	③当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、及び、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 ⁵ には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか	

⁴ 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第四)

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 建築物の内にいる当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が②に適合するものである場合

⁵ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第五)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合

○移動等円滑化経路

施設等	チェック項目	
(政令第18条第2項第一号)	①階段又は段を設けていないか (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)	
出入口 (政令第18条第2項第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
廊下等 (政令第18条第2項第三号)	①幅は120cm以上であるか ②50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか ③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
傾斜路 (政令第18条第2項第四号)	①幅は、階段に代わるものは120cm以上、階段に併設するものは90cm以上であるか ②勾配は1/12以下であるか(ただし、高さが16cm以下のものの場合は1/8以下) ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター及びその乗降ロビー (政令第18条第2項第五号、告示第1493号)	①籠は、利用居室、車椅子使用者用便所又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するか	
	②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	③籠の奥行きは135cm以上であるか	
	④乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか	
	⑤籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	⑥籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	⑦乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	⑧不特定多数の者が利用する建築物(床面積の合計が2,000㎡以上)の移動等円滑化経路を構成するエレベーター	－
	(1) 籠の幅は140cm以上であるか	
	(2) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	⑨不特定多数の者、又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー ⁶	－
	(1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか	
	(2) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか	
	(3) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (政令第18条第2項第六号、告示第1492号)	①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで以下のいずれかに該当するもの ・籠の定格速度15m/分以下、かつ、床面積2.25㎡以下で、昇降行程4m以下のもの ・階段及び傾斜路に沿って昇降するもの	－
	(1)平成12年建設省告示第1413号第一第九号に規定するものとしているか	
	(2) 籠の幅70cm以上、かつ、奥行き120cm以上であるか	
	(3)車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか	
	②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の踏段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの	－
	(1)平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか	

⁶ エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合を除く。(告示第1494号)

○移動等円滑化経路（つづき）

施設等	チェック項目	
敷地内の通路 （政令第18条 第2項第七号）	①幅は120cm以上であるか	
	②50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか	
	③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	④傾斜路	—
	(1)幅は、段に代わるものは120cm以上、段に併設するものは90cm以上であるか	
	(2)勾配は、1/12 分以下であるか（高さが16cm以下のもの場合は1/8 以下）	
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20 以下の場合は除く)	
（政令第18条第3項）	⑤道等から建築物の出入口までの敷地内の通路が地形の特殊性により上記①～④の規定によることが困難な場合は、当該建築物の車寄せから建築物の出入口までの経路が上記①～④を満たしているか。	—

② 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト（令和4年10月1日施行）

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー法誘導基準省令の該当条文

〇一般基準

施設等	チェック項目	
出入口 (省令第2条)	①出入口 (②並びに籠・昇降路・便所・浴室等に設けられるものを除く。複数ある場合はそのうち1以上の出入口。)	—
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	②直接地上へ通ずる1以上の出入口	—
	(1)幅は120cm以上であるか	
	(2)戸は、自動的に開閉する構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
廊下等 (省令第3条、 告示第1488号)	①幅は180cm以上であるか (50m以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所を設ける場合は140cm以上)	
	②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	③階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に、点状ブロック等を敷設しているか ⁷	
	④戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	⑤側面に廊下等に向かって開く戸に、開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講じているか	
	⑥突出物を設けていないか (視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は除く)	
	⑦高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けているか	
	⑧①及び④は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分は除く。	
階段 (省令第4条、 告示第1489号)	①幅は140cm以上であるか (手すりが設けられた場合は、手すりの幅10cmまでは、ないものとみなして算定することができる)	
	②蹴上げの寸法は、16cm以下であるか	
	③踏面の寸法は、30cm以上であるか	
	④踊場を除き、両側に手すりを設けているか	
	⑤表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	⑥踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか	
	⑦段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
	⑧段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設しているか ⁸	
	⑨主たる階段を回り階段としていないか	

⁷ 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1489号第一)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合

⁸ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1489号第二)

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

〇一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置 (省令第5条)	多数の者が利用する階段を設ける場合、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときには、省令第7条に定めるものに限る)を設けているか ⁹	
傾斜路 (省令第6条、 告示第1488号)	①幅は、階段に代わるものは150cm以上、階段に併設するものは120cm以上であるか	
	②勾配は1/12以下であるか	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	④高さが16cmを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか	
	⑤表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	⑥その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか	
	⑦傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設しているか ¹⁰	
	⑧①～③は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分は除く。この場合、勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか	

⁹ 階段が、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合を除く。(告示第1488号第二)

¹⁰ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1489号第三)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

〇一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
エレベーター (省令第7条、 告示第1487号)	①多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室、車椅子使用者用客席又は車椅子使用者用浴室等がある階、及び直接地上へ通ずる出入口のある階に停止する、籠を備えたエレベーターを、当該階ごとに1以上設けているか	
	②多数の者が利用する全てのエレベーター及びその乗降ロビー	－
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は 80cm以上であるか	
	(2) 籠の奥行きは 135cm以上であるか	
	(3) 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか	
	(4) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	③多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーで、①に該当するもの	－
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は 80cm以上であるか	
	(2) 籠の奥行きは 135cm以上であるか	
	(3) 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか	
	(4) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6) 籠の幅は 140cm以上であるか	
	(7) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	(8) 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	④不特定多数の者が利用する全てのエレベーター	－
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は 80cm以上であるか	
	(2) 籠の奥行きは 135cm以上であるか	
	(3) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(4) 籠の幅は 140cm以上であるか	
	(5) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	⑤不特定多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーで、①に該当するもの	－
	(1) 籠の奥行きは 135cm以上であるか	
	(2) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(3) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(4) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	(5) 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	(6) 籠の幅は 160cm以上であるか	
	(7) 籠及び昇降路の出入口の幅は 90cm以上であるか	
	(8) 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、180cm以上であるか	
	⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーで、①に該当するもの ¹¹	－
	(1) ③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか	
	(2) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか	
	(3) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか	
	(4) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか	

¹¹ エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合を除く。(告示第 1486 号)

〇一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
特殊な構造 又は使用形態の エレベーター その他の昇降機 (省令第8条、 告示第1485号)	①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、以下のいずれかに該当するもの ・籠の定格速度が15m/分以下、かつ、床面積2.25㎡以下で、昇降行程4m以下のもの ・階段及び傾斜路に沿って昇降するもの	－
	(1)平成12年建設省告示第1413号第一第九号に規定するものであるか	
	(2) 籠の幅70cm以上、かつ、奥行き120cm以上であるか	
	(3)車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか	
	②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の踏段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に止しめを設けたもの	－
	(1)平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか	
便所 (省令第9条)	①各階の便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水栓器具を設けた便房(オストメイト対応)を設けているか	
	②階の便房の総数が200以下の場合は当該便房の総数の1/50以上、階の便房の総数が200を超える場合は当該便房の総数の1/100に2を加えた数以上の車椅子使用者用便房を設けているか	
	(1)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	③車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80cm以上であるか	
	④車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	⑤便所内に、腰掛便座及び手すりの設けられた便房を1以上、設けているか (当該便所に車椅子使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車椅子使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合のみ)	
ホテル又は 旅館の客室 (省令第10条、 告示第1484号)	⑥男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さ35cm以下)、その他これらに類する小便器を1以上、設けているか。	
	①客室総数が200以下の場合は客室総数の1/50以上、客室総数が200を超える場合は客室総数の1/100に2を加えた数以上の車椅子使用者用客室を設けているか	
	② 車椅子使用者用客室の出入口	－
	(1)幅は80cm以上であるか	
	(2)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	③ 車椅子使用者用客室の便所(同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能)	－
	(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	
	(ア)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	(2)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(3)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	④ 車椅子使用者用客室の浴室等(同じ建築物に共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能)	－
	(1)車椅子使用者用浴室等	－
	(ア)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されているか	
	(2)出入口	－
	(ア)幅は80cm以上であるか	
	(イ)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	

〇一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
敷地内の 通路 (省令第11条、 告示第1488 号)	①幅は180cm以上であるか(段がある部分及び傾斜路を除く)	
	②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上っているか	
	③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	④段がある部分	—
	(1)幅は140cm以上であるか (手すりが設けられた場合は、手すりの幅10cmまでは、ないものとみなして算定することができる)	
	(2)蹴上げの寸法は16cm以下であるか	
	(3)踏面の寸法は30cm以上であるか	
	(4)両側に手すりを設けているか	
	(5)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか	
	(6)段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
	⑤段を設ける場合、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けているか	
	⑥傾斜路	—
	(1)幅は、段に代わるものは150cm以上、段に併設するものは120cm以上であるか	
	(2)勾配は1/15以下であるか	
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか (勾配が1/20を超えるものに限る。)	
	(4)高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか	
	(5)その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか	
敷地内の通路(道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。)が地形の特殊性により上記①～⑥の規定を満たせない場合は、①、③、⑤、⑥(1)～(3)は、建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り適用する	⑦敷地内の通路(道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。)が地形の特殊性により上記①～⑥の規定を満たせない場合は、①、③、⑤、⑥(1)～(3)は、建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り適用する	—
	⑧①、③、⑤、⑥(1)～(3)の規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分は除く。この場合、勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか	
駐車場 (省令第12条)	①全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数の1/50以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数の1/100に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けているか	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか	
劇場、観覧場、 映画館、 演芸場、集会場 又は公会堂の 客席 (省令第12条 の2)	①客席総数が200以下の場合は客席総数の1/50以上、客席総数が200を超え2,000以下の場合は客席総数の1/100に2を加えた数以上、客席総数が2,000を超える場合は当該客席の総数の75/10000に7を加えた数以上の車椅子使用者用客席を設けているか	
	②車椅子使用者用客席の構造	—
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)奥行きは120cm以上であるか	
	(3)床は平らであるか	
	(4)車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造であるか	
	(5)同伴者用の客席又はスペースを隣接して設けているか	
	③客席総数が200を超える場合、①の規定による車椅子使用者用客席を2箇所以上に分散して設けているか	

○一般基準（つづき）

浴室等 (省令第13条)	①1以上の浴室等	—
	(1)車椅子使用者用浴室等	—
	(ア)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されているか	
	(2)出入口	—
	(ア)幅は80cm以上であるか	
	(イ)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
標識 (省令第14条)	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近の、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識	—
	(1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか	
	(2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であるか	
案内設備 (省令第15条、 告示第1483号)	①建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか (配置を容易に視認できる場合は除く)	
	②建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか	
	③案内所を設ける場合は①②は適用しない	

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備又は案内所までの主な経路に係る基準）

施設等	チェック項目	
案内設備 までの経路 (省令第16条)	①道等から案内設備②に示す設備又は③に示す案内所までの主たる経路を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか ¹²	
	②当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか (進行方向を変更する必要がない風除室内は除く)	
	③当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、及び、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 ¹³ には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか	

¹² 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1489号第四)

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が政令第21条第2項の基準に適合するものである場合

¹³ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第五)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合

バリアフリー法制定までの経緯と法改正

① ハートビル法（1994（平成6）年）の制定

1994（平成6）年に、不特定多数の人たちや、主に高齢者や身体障害者などが使う建築物のバリアフリー*化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という。）が制定された。

ハートビル法では、デパートやスーパーマーケット、ホテルなど、不特定多数の者が利用する建築物を特定建築物とし、その建築主は、建物の出入口や階段、トイレなどに、高齢者や身体障害者などが円滑に利用できるような措置を講じるよう努めなければならないとされた。

また、2002（平成14）年の改正では、高齢者や身体障害者などが円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、不特定でなくとも多数の者が利用する学校や事務所、共同住宅などを特定建築物として範囲の拡大が行なわれた。

併せて、2000㎡以上の特別特定建築物（不特定多数の者が利用し、又は主に高齢者や身体障害者等が利用する特定建築物）の新築等について利用円滑化基準（基礎的な基準）に適合することを義務付けるとともに、認定を受けた特定建築物について容積率の算定の特例、表示制度の導入等の支援措置の拡大を行う等の所要の措置が講じられた。

② 交通バリアフリー法（2000（平成12）年）の制定

2000（平成12）年には、駅・鉄道車両・バスなどの公共交通機関と、駅などの旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー*化を進めるための「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）が制定された。

この交通バリアフリー法により、公共交通事業者による鉄道駅等の旅客施設及び車両のバリアフリー化と、市町村が作成するバリアフリー基本構想に基づいて、鉄道駅等を中心とした一定の地区における周辺の道路、駅前広場等の重点的・一体的なバリアフリー化が推進された。

このような立法措置と、補助・税制などの様々な助成措置を併せて講じることで、建築物や公共交通機関・公共施設などにおいて、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、バリアフリー化の整備は着実に進められてきた。

【キーワード】本文で*をつけた言葉

● バリアフリー

高齢者、障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方

● ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず様々な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

③ バリアフリー法の制定

ハートビル法や交通バリアフリー法の制定後、我が国では、男性も女性も互いにその個性と能力を十分に発揮するための男女共同参画のための取組が推進され、一方、高齢化や国際化が進む中で、ビジネス・観光など様々な分野で、高齢者や外国人を含むすべての人が対等に社会参加ができるしくみづくりが重要になってきた。

これらの変化等を受けて、2005（平成17）年7月には、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン*の考え方を踏まえたバリアフリー施策の指針となる「ユニバーサルデザイン政策大綱」がとりまとめられた。

この「ユニバーサルデザイン政策大綱」をとりまとめる議論の過程で、「『公平』であること」「『選択可能性』があること」「当事者の『参加』が図られること」といったユニバーサルデザインの考え方によるバリアフリー化の取組の重要性が指摘された。

また、バリアフリー化を促進するための法律が別々につくられていることで、バリアフリー化が施設ごとに独立して進められ、連続的なバリアフリー化が図られていないといった問題や、バリアフリー化が駅などの旅客施設を中心とした地区にとどまっているなど、生活や利用者の視点に立ったバリアフリー化が十分ではないことが指摘された。

またハード面の整備だけでなく、国民一人ひとりが、高齢者、障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の円滑な移動や施設の利用に不可欠な「心のバリアフリー」や情報提供など、ソフト面での対策が不十分であるなどの課題が挙げられた。

さらには、様々な観点から段階的・継続的に取組を進めるプロセスが必ずしも確立していないといった点も問題として指摘された。

国土交通省では、「ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリーのあり方を考える懇談会」を開催するほか、「ユニバーサルデザイン政策推進本部」を設置し、様々な課題について議論を進める中で、バリアフリーに関する法制度について検討を重ねてきた。

その結果、「ユニバーサルデザイン政策大綱」の施策の一つである「一体的・総合的なバリアフリー施策の推進」のためには、ハートビル法と交通バリアフリー法の一本化に向けた法制度の構築が必要という判断が下され、ユニバーサルデザイン政策の柱として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が第164回通常国会において成立し、2006（平成18）年6月21日に公布、12月20日から施行されることとなった。

2013年に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定等を契機に「共生社会」の実現に向けた取り組みが推進され、2018（平成30）年には、基本方針の改正や車椅子利用者用客室の設置数に係る基準強化等を行い、2020年（令和2）年には、公立小中学校をバリアフリー基準適合義務の対象に追加した。